

# 令和4年度 酒田市立第四中学校いじめ防止基本方針

## I はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。本校におけるいじめ防止基本方針は、国の「いじめ防止対策推進法」・「基本方針」及び「山形県いじめ防止基本方針」に基づき、本校の全生徒が、明るく楽しい学校生活を送ることができるように、保護者、地域住民、関係機関と連携を図り、学校全体で「いじめの防止」「早期発見」「いじめへの適切な対処」への具体的な取り組みについて示したものである。

## II 本校のいじめ問題に対する基本姿勢

- 1 「いじめは絶対に許されないこと」という強い認識をもつ。
- 2 いじめられる生徒を絶対に守る。
- 3 常に傾聴する姿勢と毅然とした態度で指導にあたる。
- 4 荒れた状態、すさんだ状況を放置せず、教育環境を整える。
- 5 「気づき」即「共有（報・連・相）」を励行とし、組織として迅速に対処する。

## III いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

「一定の人的関係」：学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。

「物理的な影響」：身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行う。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。その際、「心身の苦痛を感じているもの」という要件が限定して解釈されることのないよう努める。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多くあることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。

また、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合もいじめに該当するため、校内組織において情報共有する。

なお、インターネット上で悪口を書かれても、当該生徒がそのことを知らずにいて、心身の苦痛を感じる等に至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については適切な対応を行う。

### ＜いじめの態様＞

- ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③軽くぶつかれたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。
- ④ひどくぶつかれたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤金品をたかられる。
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦嫌なこと恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧パソコンや携帯電話（スマートフォンを含む）等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

## IV 組織

### 1 いじめ対策委員会（いじめ防止対策推進法 第22条）

#### (1) 目的

学校におけるいじめの防止等（未然防止、早期発見、適切な対応）に関する措置を実効的に行う。

#### (2) 構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、各学年主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、当該生徒の担任、教育相談担当、スクールカウンセラー、教育相談員

（なお、必要に応じて、PTA役員、主任児童民生委員、教育委員会、警察、児童相談所等、関係諸機関に出席を要請する）

#### (3) 内容

- ①「学校基本方針」の作成、実行、検証、修正
- ②いじめの疑いに関する情報等の収集、記録、共有
- ③いじめの事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定

### 2 相談委員会

日常の生徒の様子を把握していち早い対応を講じるため、①定例の学年会、②運営委員会、

③特別支援教育相談会、を位置づけ、気になる生徒の状況についての情報を共有する。

### 3 生徒による主体的な取組

#### (1) 目的

いじめの問題について考え、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校をつくろうとする意識を高め、いじめ防止等の取り組みを推進する。

#### (2) 構成員

生徒会長をリーダーとする生徒会執行部役員、各委員会委員長、各学級委員、四中スタンダード高め隊等のボランティア生徒

#### (3) 内容

いじめ撲滅キャンペーン等の展開 等

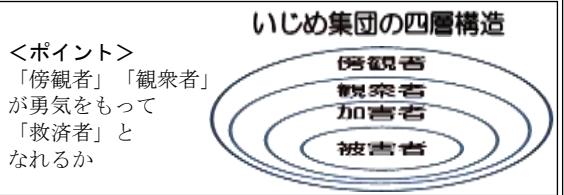
## V いじめの未然防止の取組

### <いじめについての共通理解>

いかなる理由があろうともいじめは絶対にゆるされない行為であること、誰でも、どの学校でも、加害者被害者になる可能性があること、大人の見えにくいところで発生しやすいことなど、いじめの防止、早期発見、いじめに対する措置などの共通理解を進める。

#### いじめ防止対策推進法 第4条（いじめの禁止）

「児童等は、いじめを行ってはならない。」とあり、児童生徒はいじめをしてはいけないことが法に定められている。



### 1 道徳教育の充実

#### (1) 教育活動全体を通して

①「いじめをしない、許さない」資質を育むために、あらゆる教育活動の場面において道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教師を中心に、全教師の協力体制を整える。

②道徳の内容項目と関連付けて重点化を図る。また、時期と内容を明確にした全体計画・指導計画・別葉を作成し指導に生かす。

#### (2) 道徳の時間を通して

①「いじめ撲滅強化月間（仮）」に、学校重点指導項目の内容を取り上げて指導する。

## 2 授業改善による望ましい集団づくり

### (1) きき合いを軸にした授業

市松模様のT字型4人グループによる「きき合い」を授業の要とし、分からぬと言える、相手のわからなさを聞く、声にならない「わからない」を聞く関係づくりを進める。

### (2) E G G タイムの実施

仲間と協働で課題解決に向け活動する体験を通じて、互いの意見を尊重しながら折り合う力を育む。

## 3 特別活動での学習や活動の充実

### (1) 班会・班長会・拡大班長会、部長会の充実

生徒の自治意識を高め、いじめの未然防止、早期発見につながるよりよい人間関係や生活習慣・集団づくりにつなげる。

### (2) 生徒会活動の充実

四中スタンダード高め隊によるいじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開等の取り組みを通して、いじめを防ぐ各学年、各学級、各委員会、各部活動での取り組みに広げていく。

### (3) 教育活動全体を通して、意図的・計画的に「人間関係づくり」の活動

意図的・計画的に構成的グループエンカウンターやロールプレイ等のエクササイズを積極的に取り入れる。また、人間関係づくりの活動で学んだスキルを活用する直接体験の場や機会をつくり、定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。

### (4) 生徒が相談することの大切さ

相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付ける。特に、いじめは、いじめられても本人がそれを否定する場合が多くあることを踏まえ、友だちの代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようとする。

### (5) ネットモラルに関する講習会等

生徒の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話等を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。

### 〈いじめに向かわない態度・能力の育成〉

自己有用感・自己肯定感：一人一人の持つ能力を把握し、認め、自信（自己肯定感）を持たせる。

その個々の良さを友達、クラスに広げ、個々の自己有用感を高める。

情操力：他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操。思いやりの心。

伝達力：言える力（訴える）。相談する力。勇希や行動力。体力。精神力。

想像力：自分の存在と二人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度。関心を持つ力。

気づく力。規範意識。陽転思考。鈍感力。自分を見つめる力（自分の弱さを認める）

会話力：他者と円滑にコミュニケーションを図る力

行動力：自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動する力

忍耐力：ストレスを感じた場合でもそれを他人や物にぶつけるのではなく、運動などで発散したり、誰かに相談したりするなどストレスに適切に対処できる力。

社会力：集団生活上のマナーやモラルを理解して行動する力。社会と直接つながるネットモラルに関する適切な判断力と行動力。

解決力：いじめを解決する力。正義感。困っている人を助ける力。

鍛錬力：苦しいことから逃げずに立ち向かう力。

## 4 家庭・地域・関係機関等との連携

### いじめ防止対策推進法 第9条（保護者の責務等）

「保護者は、子の教育について第一義的な責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」とあり、保護者が家庭等において、いじめを行わないよう指導することが法に定められている。

また、「2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。」とあり、子どもを守ることも定められている。

- (1) 校長講話、学年・学級担任等による指導については、その内容や生徒の感想等を含め、学校だよりや学年・学級通信、H P、P T A広報等により、家庭や地域へ広報し、共通理解を図る。
- (2) 特に、メディアやインターネット等の情報機器におけるペアレンタルコントロールの取り組みについては、家庭と連携を図る。
- (3) ネット上のいじめについては、警察等の関係機関とも連携した対策・対応を推進する。

## VI いじめの早期発見の取組

- ＜早期発見のポイント＞
- ・生徒のささいな変化に気付くこと
  - ・気付いた情報を共有すること
  - ・情報に基づき、速やかに対処すること

### 1 日頃の生徒の観察を通して

- (1) 健康観察：呼名への反応、表情の観察 等
- (2) 授業中：姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノート等の落書き、隣と机が離れている 等
- (3) 休み時間：独りぼっち、「遊び」と称してのからかいの様子が見られる 等
- (4) 給食：班から机を離して食べる、食欲がない、極端な盛り付け、当番の押し付け 等
- (5) 部活動：無断で休む、ペアにならない、雑用をやらされている 等
- (6) 登下校：独りぼっち、荷物を持たせられている、自転車に破損箇所がある 等

＜学校におけるいじめのサインの例＞

- ・ズックや傘、帽子を隠す。・教科書やノートを破く。・ズボンを降ろす・大きな声で脅す
- ・消しゴムのかすを頭にかけられる・靴やズックに砂や泥、水を入れる・わざとぶつかる
- ・身体的特徴でからかう、バカにする・教科書やノートに落書きをする
- ・特定の子の机がいつも向きを変えられる・壁やノートに悪口を書く・傘や持ち物をこわす
- ・時々机の中のものが放り出してある・何か失敗するとはやし立てる
- ・物をその人にだけ貸さない・廊下をすれ違うときににらむ・傘やズックを違うところに入れる
- ・悪口を書いた手紙を回す・その人の顔を盗み見て別の人には紙切れを回す
- ・その人が話すと決まって隣の人とひそひそと話す・人の失敗を笑う、こそこそ笑う
- ・ゲームの仲間はずれをする・後始末をいつもその人に押しつける・理由もないのに蹴る
- ・連絡があるときにその人にだけ教えない・たかる。お金を強要する。カードの交換を強要する
- ・バスケ等でボールが異常に集中する・その人にだけあいさつをしない
- ・からだの特徴をなじられる・意味もないのに通路をふさがれる・その人だけにきつく言う
- ・人に命令してその人をたたかせる・ボールゲームでその人にだけ強いボールを投げる。蹴る
- ・万引きを強要する・その人の机を蹴る・その人がいないところで持ち物を踏みつける
- ・その人の物をとってみんなで投げて回す・着ている物にけちを付ける
- ・何人かで本を読んでいてその人が来ると逃げる・いつもその人だけ置いてけぼりにする
- ・グループづくりでその人だけ最後までグループに入れないと

### 2 いじめ調査を通して

- 定期的・臨時的に、いじめや生活上の悩みについての意識調査を行い、いじめの早期発見に努める。
- ・「心の安全点検アンケート」を実施する。：原則として毎月はじめに実施
  - ・アンケート結果は、学年及び学校全体で共有する。
  - ・アンケート結果に応じて、生徒（または保護者）と面談を行う。面談した内容や状況を素早く共有し、きめ細やかな対応に努める。

### 3 教育相談を通して

生徒一人一人との面談により、情報や相談を受け止める：定期（6月、11月）と隨時

- ・自学ノート、ディリーライフ等を活用する。
- ・保護者との連携、相談を行う体制づくりを進める。

## VII いじめへの対処

### <独自の判断はしない、素早く組織で対応する>

- ①根拠のない「様子を見よう」「悪ふざけだろう」「単なる喧嘩だろう」という考えは捨てる。
- ②「いじめは絶対に許されない」という認識に立つ。
- ③「早期かつ即時対応」と「組織的な対応」の認識に立つ。
- ④「いじめられている子どもの側に立つ」ことを大前提にして判断する。
- ⑤「いじめはいつでもどこでもあるのも」と認識し、「芽が小さなうちに摘む」ことを重視する。

いじめやいじめの疑いのあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、「いじめ対策委員会」を招集し、速やかに対応する。

### いじめの情報キャッチ

- 「いじめ対策委員会」を直ちに招集する。
- いじめられた生徒を徹底して守る。
- 見守る体制を整備する。（登下校、休み時間、清掃時間、放課後等）

### 正確な実態把握

### 指導体制・方針

### 生徒への指導・支援

### 今後の対応

- 当事者、周りの生徒から聴き取り、記録する。
- 個別に聴取する。
- 関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
- 一つの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。

- 指導御ねらいを明確にする。
- 全教職員の共通理解を図る。
- 対応する教職員の役割分担を考える。
- 教育委員会、関係機関との連携を図る。

- いじめられた生徒を保護し、心配や不安を取り除く。
- いじめた生徒に、相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは絶対に許されない行為だ」という意識を持たせる。

### 保護者との連携

- 直接会って、具体的な対策を話す。
- 協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。

- 継続的に指導や支援を行う。
- カウンセラー、教育相談員等御との連携も含め、心のケアにあたる。
- 心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

### 把握すべき事項

- ◆誰が誰をいじめているのか？……【加害者と被害者の確認】
- ◆いつどこで起こったのか？……【時間と場所の確認】
- ◆どんな内容のいじめか？どんな被害を受けたのか？……【内容】
- ◆いじめのきっかけは何か？……【背景と要因】
- ◆いつ頃から、どのくらい続いているのか……【時期・経過】

### 要注意

生徒の個人情報は、その取り扱いに十分注意すること

## VIII 教育的諸課題から配慮すべき生徒の対応

本校では、日常的に当該生徒の個性や特性をふまえた適切な支援を行うと共に、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導・支援を組織的に行っていく。特に、①発達障がいを含む障がいのある生徒、②海外から帰国した生徒や外国人の生徒（外国籍の保護者を含む）、③性同一性障がいや性的思考・性自認に係る生徒、④被災生徒（東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒を含む）に対しては、生徒の置かれた状況や背景を十分考慮し、慎重に対応していく。

## IX 重大事態への対応（いじめ防止対策推進法 第28条）

生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、速やかに「いじめ対策委員会」を招集し、以下に掲げる対処を確実に行う。

### 1 重大事態への対処における基本的な姿勢

重大事態は、事実関係が確定した段階で対応を開始するのではなく、「疑いが生じた」段階で調査を開始しなければならない。その上で、以下のようないくつかの姿勢で事実に向き合う。

- いじめがあったのではないかという姿勢で事実に向き合う。
- 生徒・保護者を含め、学校全体の問題であると認識し、予断を許さず、客観的な事実を網羅的に明確にする姿勢を持つ。
- 調査は迅速かつ計画的に行う。
- 生徒及び保護者に十分に説明し、了解を得ながら対応する。
- 生徒のプライバシーに十分配慮しつつ、必要な情報は適宜提供する。

### 2 重大事態について

#### (1) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

#### (2) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある場合」

- ・年間30日を目安とする。
- ・一定期間連續して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

### 3 生徒や保護者から、「いじめ」により重大事態に至ったという申し立てがあったときは、次のように対応する。

#### (1) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。

#### (2) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

### 4 調査の主体

※教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

<学校を調査主体とした場合>

- ①学校は、教育委員会の指導・支援のもと、学校に（いじめ対策委員会を母体とした）重大事態の調査組織を設置する。
- ②学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ③学校は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- ④校長は、調査結果を教育委員会に報告する。
- ⑤学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

<教育委員会が主体となる場合>

- ①学校は、教育委員会の指示のもと、マスコミ等への対応窓口を設置し対応にあたる。
- ②学校は、教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

## X 研修

いじめの防止に向けた早期発見・早期対応、インターネットを通じて行われるいじめへの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を意図的・計画的に行う。

### 1 職員会議

- (1) 学校いじめ防止基本方針の周知徹底、情報の共有と共通理解
- (2) 取組評価アンケートによる基本方針の検証と改善

### 2 校内研修

- (1) 「きき合い」を軸とした「わかる授業」を進める：全ての生徒が授業に参加し、活躍の場面をつくる授業改善
- (2) 生徒指導・教育相談に係る研修：生徒理解、発達障害等
- (3) 情報モラル研修：携帯・インターネット安全教室の活用や情報モラル教育

## XI 学校評価と教職員評価

より実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを点検し、必要に応じて見直す、というP D C Aサイクルを行う。

### 1 いじめ問題への対応に関する学校評価・教職員評価

- (1) 各学期反省、学年反省に加えて行う。
- (2) 学校評価アンケート（保護者アンケート）に加えて聴取する。（11月）
- (3) 教職員評価においては、校務分掌や学年・学級経営と関連づけながら、いじめ問題に関する対応状況を評価する。

### 2 地域や家庭との連携（情報の収集）

- (1) 学年・学級懇談会の開催：定期、臨時
- (2) 主任児童委員との情報交換（年10回）
- (3) 川南小中一貫教育による情報交換：各組織で定期開催
- (4) 地区懇談会：学区内の6小学校区分に開催（7月）
- (5) 学校評議員会：年2回開催（6月、2月）
- (6) 川南地区健全育成連絡会：年2回開催（6月、2月）
- (7) 民生児童委員連絡会議：2月

## XII 相談窓口

1 酒田市立第四中学校…電話0234-31-0911 教頭・養護教諭・学年主任・S C等へ

2 酒田市教育相談室…経験豊かな相談専門員が対応 電話0120-783042（なやみないよう  
に）

3 山形県教育センター…〒994-0021 天童市大字山元字犬倉津2515

- (1) 教育相談ダイヤル 023-654-8181  
月～金（平日）8:30～20:30・土日祝8:30～17:30
- (2) いじめ相談ダイヤル023-654-8383 24時間受付
- (3) 来所相談予約受付ダイヤル023-654-8181 平日8:30～17:00（土日祝を除く）
- (4) 教育相談メール non-ijime@pref.yamagata.jp（英数半角文字）

※返信にはお時間をいただいております。P Cメールの拒否設定を行っていると  
受信できない場合があります。

4 山形地方法務局人権擁護課…〒990-8790 山形市緑町1丁目5-48 山形地方合同庁舎

- (1) S O Sミニレター…上記の住所で手紙を受け付けています。

- (2) 子どもの人権110番…0120-007-110 月～金（平日）8:30～17:15  
※土日祝日と平日の時間外は、留守番電話です。

- (3) インターネット人権相談受付窓口…<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

※24時間受付します。法務省のホームページからパソコン・スマートフォン・  
携帯電話を利用して相談できます。